

資料④

財務諸表・利益処分について

▼平成 27 年度（最新年度）の各大学資料一覧

	① 前橋工科大学	② 北九州市立大学	③ 下関市立大学	④ 山口県立大学	⑤ 長岡造形大学
議事録	○	○	○	○	—
利益処分の考え方について	○	—	—	—	○
利益処分の承認について	○	○	—	○	
財務諸表の承認について			—		
意見書	—	○	—	—	—

※ 前橋工科大学の「財務諸表及び利益処分の承認について」は平成 26 年度の資料です。

この資料では、財務諸表・利益処分について各大学の会議議事録をまとめています。

（議事録については、財務諸表・利益処分についての議論されている部分だけ抜粋しています。）

各大学を見比べると、財務諸表と利益処分についてどういった内容を評価委員会で確認するか・基本的な考え方・承認までの流れ、といった内容を簡単にまとめたものを作成している大学が多いです。

大学から提出された財務諸表等の資料を確認し、気になった点や疑問点をヒアリングで大学に質問し、意見があれば申し出ることができます。そして最終的に承認するかしないかを意見書の形にまとめることになるかと思えます。

第 6 回会議では、どの大学をもとにして山口東京理科大学の財務諸表・利益処分について確認していくのかについて議論していただきたいと思いますので、事前にご覧いただけますと幸いです。

目次

① 前橋工科大学

議事録	1
利益処分の考え方について	2
利益処分の承認について、財務諸表の承認について	4

② 北九州市立大学

議事録	6
利益処分の承認について、財務諸表の承認について	9
意見書	11

③ 下関市立大学

議事録	12
-----	----

④ 山口県立大学

議事録	17
利益処分の承認について、財務諸表の承認について	22

⑤ 長岡造形大学

利益処分の考え方・承認について、財務諸表の承認について	23
-----------------------------	----

【前橋工科大学】

前橋市ホームページより抜粋

平成 28 年度第 2 回公立大学法人評価委員会 議事録

(4) 平成 27 年度決算に関する報告について

資料 4-1、2 に基づき、公立大学法人前橋工科大学から概要報告し、その後質疑応答。

〔質疑応答〕

- ・市からの交付金は、今後どのように推移していくのか。(委員)
⇒基本的には市からの交付金は現状のまま推移していくことになる。なお、公立大学は、国・私立大学とは異なり、文科省からの補助金が存在していないため、地方交付税の中で大学の経費が国から交付されている状況にある。(大学)
- ・運営費交付金の効率化係数については、どのような状況であるか。(委員長)
⇒平成 25 年度に法人化しており、効率化係数を導入したことにより、一般管理費の 1% を毎年度減額している。金額とすると、毎年度 350 万円減額していることになる。第 1 期中期目標期間において、市との協議により教育研究費は減額の対象としないこととされており、額としては低めに設定してもらっている状況にある。(大学)
- ・人件費・研究費については、市からの運営費交付金にて交付されている。(大学)

(5) 利益処分の考え方について

資料 5～8 に基づき、行政管理課から概要説明し、その後質疑応答。

〔質疑応答〕

- ・目的積立金の利活用計画を作成中のことであるが、考え方はあるか。(委員長)
⇒臨時的に発生する費用や大型実験機器の購入等に充てたいと考えている。e-ラーニングの整備を進めていきたいと考えている。ある程度、何に使用するかを例示して、使用の方向性が分かるような指針を作成する見込である。用途としては、教育経費としての使用である。(大学)
- ・ある程度の蓄えがあるということは重要なことである。(委員)
- ・教育の質を改善するためには、教室環境などの改善も必要になってくると思われる。臨時的なものではなく、教育目的に合わせて使えるような計画が作成されることが望ましい。(委員)
- ・目的積立金は、次期中期目標期間に持ち越すことは出来ないか。(委員長)
⇒市との協議により、承認されれば持ち越すことができる。(大学)
- ・戦略的に投資できる財源として、先を見越して計画されることが望まれる。(委員長)
⇒教育研究の改善のため、来年度あたりから使用していく。ラーニングコモンズのようなところも改善していきたい。(大学)

群馬県前橋市 | 平成 28 年度第 2 回公立大学法人評価委員会

<http://www.city.maebashi.gunma.jp/sisei/519/530/076/p016949.html>

(2017 年 2 月 15 日閲覧)

公立大学法人前橋工科大学の利益処分の考え方について

1 基本的な考え方

運営費交付金は、交付金に効率化係数を乗じており、あらかじめ効率化及び経費削減を図っていることから、生じた剰余金は、法人の経営努力によるものと幅広く認定し、法人の自主性と財務基盤の健全性の確保を図る。

2 利益処分の考え方

- ・法人の自主財源により生じた利益は、目的積立金とする。
- ・運営費交付金により生じた利益は、下表の整理を基本とする。

運営費交付金区分		考え方
標準運営費交付金		剰余金は、法人の経営努力によるものと幅広く認定する。
①	効率化対象経費 (消耗品、印刷製本費、旅費、備品、通信運搬費、光熱水費、修繕費、報酬、委託料、賃借料、保守管理費、非常勤講師旅費などの経常的経費)	剰余＝目的積立金
②	効率化対象外経費 (人件費)	剰余＝積立金 ※法人の自主的取組みによって生じた剰余は、その内容を踏まえて努力認定を行う。(職員給与の引下げ、職員配置の見直しなど)
③	効率化対象外経費 (研究費交付金)	剰余＝目的積立金
④	効率化対象外経費 (特殊要因経費)	剰余＝積立金 ※「大学入試センター試験実施事業」に係る剰余は目的積立金
特定運営費交付金		剰余なし
⑤	退職手当	剰余＝運営費交付金債務として翌年度繰越 (翌々年度要求時に剰余額を所要額に繰入れ)
⑥	入学料・授業料減免等分加算額	剰余＝運営費交付金債務として翌年度繰越 (翌々年度要求時に剰余額を所要額に繰入れ)

※目的積立金として整理すべき剰余のうち、事業未実施により生じた一定額以上の剰余は積立金として整理する。

3 上記を踏まえた平成27年度決算(100,125千円)

単位：千円

区分	金額	備考(主な内訳)
目的積立金	92,009	・歳入増 約51,000千円(授業料・入学金・検定料等)
積立金	8,116	・人件費における剰余

積立金の累計額

区分	H25	H26	H27	取崩	合計
目的積立金	60,851	97,125	92,009	▲14,488	235,497
積立金	70,166	8,349	8,116	—	86,631
合計	131,017	105,474	100,125	▲14,488	322,128

(参 考)

◎平成27年度 予算と決算との比較(官公庁会計)

(単位:千円)

区分	予算額	決算額	差額 (決算－予算)	差額の主な説明
収入				
交付金収入	810,718	810,718	0	
補助金収入	0	10,227	10,227	補助金採択による増
学生等納付金収入	747,362	798,906	51,544	授業料の増 約34,000千円 入学金の増 約11,000千円 検定料の増 約6,000千円
財務収入	0	50	50	
雑収入	6,114	7,573	1,459	
受託研究費等収入	0	38,846	38,846	共同研究及び受託研究の増
寄附金収入	590	16,766	16,176	研究寄附金の増
間接費収入	3,330	6,327	2,997	
科学研究費補助金	0	21,090	21,090	科研費採択の増
前期繰越金	10,066	10,066	0	
計	1,578,180	1,720,572	142,389	
支出				
教育経費	143,450	123,588	△ 19,862	授業料減免等奨学費等の減
研究経費	81,508	74,227	△ 7,281	
教育研究支援経費	47,985	47,107	△ 878	
受託研究費等	0	32,602	32,602	共同研究及び受託研究の増
寄附金	0	11,448	11,448	研究寄附金の増
その他補助金	0	9,800	9,800	補助金採択による増
人件費	1,114,991	1,105,710	△ 9,281	
一般管理費	174,671	178,041	3,370	
科学研究費	0	22,405	22,405	科研費採択の増
予備費	15,575	0	△ 15,575	
計	1,578,180	1,604,933	26,748	
収支差引	0	115,639	115,639	

* 決算の収支差引は官公庁会計のため、貸借対照表の当期未処分利益と一致しない。

◎学生数等の状況

- ・学生数 H27時点学部生数:1,190人 定員:1,068人
- ・受験者数 H28年度入学受験者数:1,166人
- 入学手続者数:311人 入学者数:306人 定員:267人
- ・入学金 前橋市民:141,000円 前橋市民以外:282,000円
- ・検定料 学部生:17,000円

財務諸表及び利益処分の承認について

1 財務諸表の承認について

(1) 法定手続内容（地方独立行政法人法第34条）

- ・公立大学法人前橋工科大学は、毎事業年度、財務諸表を作成し、市長の承認を受けなければならない。
- ・市長は、財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければならない。

(2) 承認の対象となる財務諸表

公立大学法人前橋工科大学平成26年度財務諸表

(3) 財務諸表承認に係る事務局確認

確認事項	確認結果
手続 ①提出期限（年度終了後三月以内）は遵守されたか（法34条1項） ②必要な書類は全て提出されたか	① <u>提出期限は遵守されている</u> ・平成27年6月25日提出 ② <u>必要書類は全て提出されている</u> ・貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類、附属明細書（地方独立行政法人法第34条1項） ・キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書（前橋市公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則第11条） ・事業報告書、決算報告書、財務諸表、決算報告書に関する監事の意見（地方独立行政法人法第34条2項）
表示内容 ①記載項目に明らかな遺漏はないか ②数値の整合はとれているか ③監事の意見に財務諸表の承認に当たって考慮すべき点はないか	① <u>表示科目、会計方針等について明らかな遺漏はない</u> ② <u>計数の合計、主要表と附属明細書等との相互整合など、数値は整合している</u> ③ <u>考慮すべき点はない</u>

2 利益処分の承認について

(1) 法定手続内容（地方独立行政法人法第40条）

- ・公立大学法人前橋工科大学は、毎事業年度、損益計算において利益が生じたときは、原則は、損失補填のための積立金として整理しなければならないが、市長の承認を受けて、利益の全部又は一部を翌事業年度に係る中期計画で定めた剰余金の使途※に充てることができる（＝目的積立金）。
- ・市長は、利益処分の承認をしようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければならない。

※中期計画の位置付け＝決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

(2) 利益処分の考え方

運営費交付金は、交付金に効率化係数を乗じており、あらかじめ効率化及び経費削減を図っていることから、生じた剰余金（当期末処分利益）は、人件費等の不要額や事業未実施による剰余を除いて、法人の経営努力によるものと幅広く認定する。

(3) 法人からの申請内容及び承認案

申請内容		承認案
積立金	8,348,562円	申請のとおり承認する
目的積立金	97,125,564円	

※平成26年度剰余金の内訳

単位：千円

区分	金額	主な内訳
積立金	約8,349	・人件費剰余 約8,349千円
目的積立金	約97,125	・歳入増 約65,000千円（授業料・入学金・検定料等） ・歳出減 約32,000千円（教育経費、研究経費、間接経費等）

※積立金の累計額

単位：千円

区分	H25	H26	取崩し	合計
積立金	70,166	8,349	—	78,515
目的積立金	60,851	97,125	▲14,488	143,488
合計	131,017	105,474	▲14,488	222,003

(4) 承認に関する意見

財務内容の透明化及び効率的な経営を図るという観点から、目的積立金は、その利活用計画を作成し、計画的かつ有効に活用することが望ましい。

平成28年度 北九州市地方独立行政法人評価委員会（第5回）議事要旨

1 開催日時：平成28年7月15日（金） 14：30～16：15

2 開催場所：北九州市役所5階 特別会議室A

3 議事内容

(1) 平成27年度財務諸表および剰余金の繰越について

ア 大学事務局より財務諸表について説明

イ 市所管局（企画調整局）より「市の考え方」について説明。

ウ 質疑応答

(委員) このような事業報告において、経営審議会における主な意見を教えて欲しい。

(大学) インターンシップの強化や認知度を向上させるための広報活動を強化すべきとの意見がある。これは、予算に反映させ実行しているところである。

(委員) 目的積立金を数年で使い果たすほどの額を取り崩す予算となっているが、中長期的な計画はあるか。

(大学) 人件費については、予算上は定数で計上しているが、実際は欠員等が生じる。その他の事業予算についても、予算上は余裕をもって見積もっているため、決算額と差が生じる。また、経費節減や効率的な予算執行により、支出が削減できた結果として決算額は抑えられている。

(委員) 建物の建設、修繕の費用をどちらが負担するか市、大学で取り決めているか。

(大学) 教育に関する建物については市が負担することになっている。国際交流会館等の純粋な教育施設ではないものは、基金を設け、寄付金等により大学が建設することとしている。

(委員) 地域貢献や国際連携など大学の役割が増えている中、組織を将来的にどの程度の規模とするか、また長期的な人員構成や採用数の枠組みをどう考えているか。

(大学) 仕事量や人員構成を意識しながら、教員や職員の定数を調整している。

(委員) 能力に応じた柔軟な給与体系の仕組みはあるか。

(大学) 現在勉強中ではあるが、導入には至っていない。

意見書としては財務諸表の承認及び剰余金の繰越承認について、承認することが「適当である」ということで決定することで合意。

(2) 平成27年度 業務の実績に関する質疑応答

(委員) 北方キャンパスにおける外部資金の受入は順調に伸びているが、何か特別な取組をおこなっているのか。

(大学) 研究科委員会の中で支援を行っている。また、研究支援課という部署も設けて支援を行っており、特に若い研究者などは積極的に科研費の獲得に取り組んでいる。

(委員) 北方キャンパスとひびきのキャンパスとの連携プロジェクトはあるか。

(大学) 工学部系における技術戦略について、社会システム研究科やビジネススクールからのアプローチを検討している動きがある。ビジネススクールと技術系が連携したベンチャーの起業についてのプロジェクトが昨年度末頃から動き出している。

(委員) 資金獲得のため、金融機関への働きかけは行っているか。

(大学) 市内銀行等へ働きかけ、どう仕組みをつくっていくかを工科系の他大学と検討している。

(委員) 大学院の定員充足率改善が課題であり、様々な取組を行っているが、状況は依然として厳しい。来年度に向けて検討していることはあるか。

(大学) 北方キャンパスの社会システム研究科、法学研究科の充足率が低い、大学院入試における学部推薦制度の導入や、入学金の一部軽減を図る制度を設けるなどして、学部から大学院への進学者を増やすための取組を行っている。社会システム研究科の現代経済専攻において、先行して取り組んでいた留学生の受入れ策を他の専攻へ拡大するとともに、県内の日本語学校等への広報を積極的に行う予定である。

ひびきのキャンパスでは、海外で入試を実施したり、JICAやJSTが招聘している短期留学生を大学院の研究生や留学生として受け入れるなどし、今年度初めて定員を確保することができた。

(委員) 地元就職率の目標達成に向け、手応えや、課題はあるか。

(大学) 市内企業とのマッチングが不十分ではないかとの懸念があり、就職ガイダンス等で補いたいと考えている。また昨年度採択されたCOC+で他大学等と連携した取組を行い、成果が出るのではないかと期待している。まなびとJOBステーションを開設し、就活ワークカフェなど企業と学生が交流できる場を設置している。

(委員) 学生の出身地や就職希望先、企業の受入れ状況をどのように考慮し、地元就職率の目標を設定したか。また、第二新卒の就職活動や、ビジネススクールへの受入れも含め、地元就職の取組を考える必要はないか。

(大学) 地元就職率の目標については、学生の希望を聞いた結果に基づいて設定した。北九州市や地元企業の良さを知った上で学生が就職先を選べるよう、地域志向科目を設定した。

(委員) 情報セキュリティについて組織的に危険性を常時チェックし、発信する体制はあるか。

(大学) 現在C I OやC I S Oは設けていないが、市のセキュリティポリシーの改正に合わせ、情報総括責任者を設けるよう規程改正の準備を行っている。次期中期計画の中で今後検討していきたい。

公立大学法人北九州市立大学の財務諸表の承認 及び剰余金の翌事業年度への繰越承認について

1 財務諸表の承認について

公立大学法人北九州市立大学から提出された、平成 27 事業年度の財務諸表については、次の理由により承認するもの。

- (1) 地方独立行政法人法に定める書類がすべて提出されていること。
- (2) 事業年度終了後 3 月以内の平成 28 年 6 月 30 日に提出されていること。
- (3) 地方独立行政法人会計基準に従い作成されていること。
- (4) 監事及び会計監査人による監査が適正に行われていること。

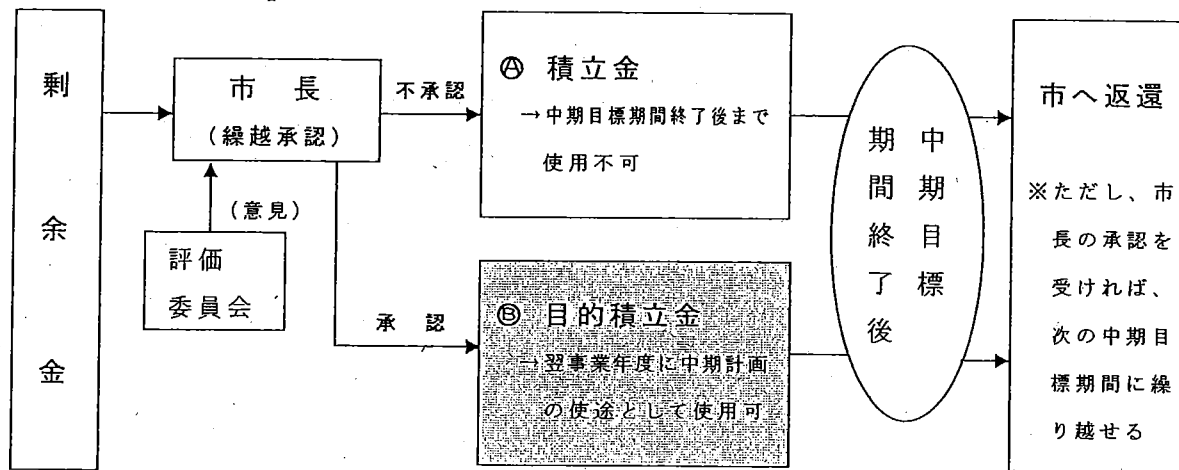
2 剰余金の翌事業年度の繰越承認について

(1) 本市における承認基準

これまで、公立大学法人北九州市立大学から繰越承認申請のあった剰余金については、次の基準により承認している。

- ① 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益から生じた利益であること。
- ② 中期計画（年度計画）の記載内容に照らして、本来行うべき業務を行った場合であって、費用の減少により生じた利益（ただし、学生収容定員を在籍者が充足していない場合（90%未満）及び特に著しい業務懈怠等により利益を生じた場合を除く）であること。

【繰越承認の流れ】



(2) 平成27事業年度における剰余金の繰越承認について

平成27事業年度における剰余金が、会計処理上、目的積立金を取り崩したことにより発生したものであることから、(1)①に該当するものとして、全額を繰越承認することとしたい。

【 参 考 】

当 期 純 利 益	△ 9 7 , 4 8 3 千円
＋ 目的積立金取崩額	2 5 8 , 0 3 9 千円
当期総利益（剰余金）	1 6 0 , 5 5 5 千円

平成28年7月15日

北九州市長
北橋 健治 様

北九州市地方独立行政法人評価委員会
委員長 石田 重森

意見書

公立大学法人北九州市立大学の平成27事業年度財務諸表及び剰余金の翌事業年度への繰越の承認について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第34条第3項及び同法第40条第5項の規定に基づく北九州市地方独立行政法人評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

- 1 法第34条第1項の規定により法人から北九州市長に提出された平成27事業年度財務諸表については、承認することが適当である。
- 2 法第40条第3項の規定により法人から北九州市長に対して申請があった平成27事業年度剰余金を、全額翌事業年度へ繰り越すことについては、承認することが適当である。

平成28年度第3回下関市公立大学法人評価委員会議事【要旨】

平成28年8月4日（木）14:00～16:00

下関市立大学本館Ⅱ棟 5階 大会議室

下関市公立大学法人評価委員会：野口委員長、江里委員、藤上委員、佐藤委員、事務局

公立大学法人下関市立大学：荻野理事長、川波学長、中嶋学部長、佐々木事務局長、法人事務局

1. 開会のことば

2. 議題

事務局 ～事務局説明～

(1) 平成27年度法人の業務実績に係る評価について

大項目Ⅰ 教育に関する目標

- 中項目1 質の高い入学者の確保に関する目標
- 中項目2 学士課程教育の充実に関する目標
- 中項目3 修士課程教育の充実に関する目標

＝ヒアリング（前回の続き）＝

委員長	項目番号 20-3 (生活支援の充実) 平成27年度はハラスメント事案は無かったと考えて良いか。
理事長	相談があったのが5件、ハラスメント防止委員会に取り上げたのが3件だが、後者は継続案件であり、新規では無い。

大項目Ⅲ

＝自己評価区分の妥当性について＝

なし

＝特筆すべき事項について＝

追加及び修正すべき事項なし

＝指摘事項について＝

項目番号 7-1 (大学院入試制度の見直しと広報の強化)

大項目Ⅱ 研究に関する目標

- 中項目1 独創性及び特色のある高い水準の研究の推進に関する目標
- 中項目2 研究活動の充実に関する目標
- 中項目3 研究成果の公表と社会還元に関する目標

＝ヒアリング＝

委員	項目番号 24-1 (科学研究費助成事業等への申請・採択の向上) 科研費申請率が81%となったのに加え、採択率も40%となったことは素晴らしい結果と言える。何か特別な取組みや、採択された人に対して研究費の増額などインセンティブを与えるなどしているのか。
学長	10月に科研費申請についての説明会を開催した。教員評価の中の研究項目において、科研費をとることは重要項目として評価している。また、学内の研究資金についても競争的なものがあるが、その申請条件として、科研費に申請していることを求めている。 大学の財政状況が厳しいという意識が教員にも醸成されることが大切で、この数字に満足しているわけではなく、さらに上を目指していく。
委員長	申請率については、以前から当委員会では85%を目指すように言っているので、今後も出来る限り努力してほしい。

大項目Ⅱ

＝自己評価区分の妥当性について＝

なし

＝特筆すべき事項について＝

追加及び修正すべき事項なし

＝指摘事項について＝

項目番号 24-1 (科学研究費助成事業等への申請・採択の向上)

大項目Ⅴ 管理運営に関する目標

中項目2 財務内容の改善に関する目標

大項目Ⅵ 予算、収支計画及び資金計画

大項目Ⅶ 短期借入金の限度額

大項目Ⅷ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

大項目Ⅸ 剰余金の使途

大項目Ⅹ 施設及び設備に関する計画

大項目Ⅺ 積立金の使途

＝概要説明＝

事務局長	～決算報告書、財務諸表について説明～
事務局（市）	～承認申請書、経営努力認定について説明～

＝ヒアリング＝

委員	財務内容については良い数字となっており、問題ない。受託事業等収益が0円となっているが、今後も0が続くのか。
事務局	受託事業等収益の有無については年による。今後については分からない。
委員	貸借対照表の流動資産に立替金が140万円計上されているが、これは何か。
事務局長	教員1名分の科研費について、お金が後から入ってくるということで、その分を立て替えたため、計上した。
委員	図書廃棄について、基準はあるのか。
事務局長	下関市立大学附属図書館図書処分等に関する手続の要綱により、盗難又は紛失から2年以上経過した場合、財務上廃棄の処理をすることとしている。
委員	人件費比率はどうなっているか。
理事長	平成27年度が70.5%。平成26年度が69.4%、平成25年度が若干高く、72.7%。概ね70%前後で推移している。
委員長	学生納付金だけで人件費を賄える計算か。
事務局長	学生納付金は決算ベースで80.65%であり、賄える計算となる。
委員長	未収学生納付金が大きく減っているが、何か取組みをしたのか。
事務局長	入学金について以前は分割納付、延納を認めていたが、入学金というものの性質を考えたときに、入学前に支払って頂く必要があろうということで、制度変更して認めないようにしたため、その未納分が減少している。 また、授業料等で債権の償却処理をした金額が、新たに未納として計上した金額より多いため、減少している。
委員長	その他未収金が増えた要因は何か。
事務局長	前学長の退職金に係る運営費交付金と、市からの受託研究費の未収分である。
委員長	修繕経費8,360,484円と、積立金取り崩し額60,120,647円の用途は何か。
事務局長	修繕経費については、通常の細々とした修繕の積み上げである。積立金取り崩しについては、大きな工事として、障害者差別解消法の施行に伴い、厚生会館のエレベーター設置工事が約2,500万円、その他トイレ改修、外周フェンス改修などである。

大項目Ⅱ 中項目2

＝自己評価区分の妥当性について＝

なし

＝特筆すべき事項について＝

追加及び修正すべき事項なし

＝指摘事項について＝

なし

法人役員報酬の一部改正について

＝概要説明＝

事務局（市）	～改正概要説明～
委員長	他の公立大学と比較して、多い少ないはあるのか。
事務局（市）	他も、自治体の給与水準に準拠していると思う。

＝意見について＝

なし

＝本日の審議終了＝

3.	閉会のことは
	～次回、評価結果書のとりまとめ
	—閉会—

平成28年度第4回下関市公立大学法人評価委員会議事【要旨】

平成28年8月9日（火）14:00～15:00

下関市立大学本館Ⅱ棟 5階 大会議室

下関市公立大学法人評価委員会：野口委員長、江里委員、中野委員、藤上委員、佐藤委員、事務局
公立大学法人下関市立大学：荻野理事長、川波学長、中嶋学部長、佐々木事務局長、法人事務局

1. 開会のことば

2. 議題

事務局 ～事務局説明～

（1）平成27年度評価結果書（原案）について

評価結果書（原案）について、事務局が全体表及び項目別評価の説明を行い、事務局案のとおり承認され、評価結果書（原案）として決定された。

（2）財務諸表の承認について

財務諸表の承認については、「特に意見の申し出はない。」ものとして決定した。

（3）平成27事業年度における剰余金の使途の承認について

承認を受けようとする金額が法人の経営努力によるものと認められるため、「異議なし」として決定した。

（4）公立大学法人下関市立大学役員の報酬の支給基準の一部変更について

公立大学法人下関市立大学役員の報酬の支給基準の一部変更については、「特に意見の申し出はない。」ものとして決定した。

（5）その他

委員長

法人は評価委員会の指摘を真摯に受け止め、対応をしていただきたい。

＝本日の審議終了＝

—閉会—

山口県公立大学法人評価委員会（第27回）の審議要旨

- 1 日 時 平成28年7月11日（月） 14:00～15:40
- 2 場 所 公立大学法人山口県立大学 5号館会議室
- 3 出席委員 辻委員長、岸本委員、樋口委員、広中委員、二木委員（委員長以外50音順）
《今回互選により辻委員が委員長へ就任》
- 4 審議事項
 - (1) 平成27年度における法人の業務の実績に関する評価について
 - (2) 平成27年度における法人の財務諸表等について
- 5 審議要旨 [● 委員 ◆ 委員長 □ 法人 △事務局]

【教育】

- インターローカル人材に2015年度卒業生15名が認定されているが、認定する時の基準を教えてください。山口県立大学が今後どうしていくかを考えた時に、留学の成果を地域に還元する、地域の人たちと何か共に歩んでいくということかなと思う。
- 学生のこれまでの成績、留学経験、TOEIC等語学検定試験の結果等を踏まえて、学部で基準を満たした学生をインターローカル人材として認定している。
- 成績、留学経験、TOEIC等語学検定試験の結果等は学部であるとかゼミの先生が推薦して学部で承認してどこかで機関決定するといった手順になっているのか。
- 今示したような色々な基準がeポートフォリオ上にあり、点数が自動的に換算されて積み重なった合計点数が150点以上になれば、その資料を学部の教授会に出して、間違いがないか確認した上で認定するという仕組みを採っている。教授会で認定した学生は学長へ上申し、学長から認定を受けることとなっており、卒業式の時に認定証を授与することとなっている。
- 証書と賞状を渡すという以外に奨学金若しくは奨励金を渡すということはないのか。
- ない。
- 大学ホームページをリニューアルしたとのことであるが、スマートフォン対応はしているのか。

☐ 対応していない。

● すべての広報に対してスマートフォン対応はできないが、入試情報に関しては、スマートフォン対応をしているところもある。山口県が他県に比してコンピューターの普及率が低いということもあり、高校生に見てもらうにはどうしてもスマートフォン対応が必要になると思う。学内で検討されたい。

☐ 入学者選抜委員会で入試広報を担当しているが、スマートフォン対応も議論になってきている。これを早急に対応しなければならないということだが、ホームページを統一したところであり、次の段階でスマートフォン対応を検討しているが、今ご意見をいただいた入試情報は非常に重要であることから、学内に持ち帰ってまた委員会で検討したい。

◆ ホームページは、学内で作成しているのか、それとも外注か。

☐ フレームワークは外注しているが、中身は学内で作成している。

◆ 内部で作っていると堅いホームページになりがち。先ほどの続きだが、最近の大学生はパソコンを持っていない。今の若者はパソコンは面倒なので、スマートフォンを使っている。それだけスマートフォンの情報は大事になっている。今の学生は本を買わないし、パソコンも持ってない。インターネットで情報を提供しているだけでは学生は見ない。

● スマートフォンでパワーポイントを作っている学生もいる。

● ホームページは学生だけが見るものではなく、保護者の方だったり、地域の方も見るので、もう少し学校の様子がわかるようにしてほしい。他大学ではライブカメラを設置して、季節の移り変わりがわかるようにしていたり、学生の動きが見えたりするものもある。そういったものを見ることができると、保護者や地域の方々も大学をより身近に感じるのではないか。

☐ ホームページ上に大学祭やイベントの動画も公開し、ある程度学内の様子がわかるように努めている。

● グローバル人材育成事業において、eポートフォリオの運用はどのようにしているのか。また、2018年問題等の関係で評価方針や内部質保証を進めていくための基本方針を策定されているが、具体的にはどういうことか。

☐ 学生の学修成果を集積して4年間記録するというものがeポートフォリオであり、国際文化学部ではインターネット上で記録するようになっている。成績のほか、いろいろな活

動への参加履歴、語学の毎学期ごとの目標と結果、インターローカル人材の認定に係る取組状況、それから本学生全員に課している国際的なコミュニケーション力や地域に出る力など、さまざまなシートがあり、これらをすべて学生が入力し、4月と10月に教員がそれを見て学生と面談の時間をもって指導し、前学期の振り返りを行い、今学期の目標を立てるという指導の形を採っている。

今年度はすべての学生に展開することになっている。学士力、つまり4年で卒業する時に身につける必要がある能力を、成績にいろいろな係数をかけ、それぞれに力が身についたかどうか客観的に図る指標を基に学生が自己評価し、それについて教員がコメントを書いていくという仕組みであり、この仕組みをFDで紹介し、10月から全学に展開することとしている。

次に内部質保証については、さまざまな大学の営み、教育などをデータで集積して、それを見ながら改善に役立てるというPDCAサイクルがあるが、これについて本学の方針を定めて、データを点検評価委員会で一元化し、学部に加え全学的にもPDCAサイクルが回っているか確認している。

今年度、大学基準協会の評価報告書を作り、来年評価を受ける。それを踏まえて県の評価委員会においても、第3期中期目標・中期計画の策定にかかる審議を行うこととなっているので、すべてのデータが集約される。これを機会に部局で毎年振り返りができるような仕組みを整備するために評価方針を策定した。

◆ 来年には新しい目標を策定するのか。

□ 今は第2期中期目標期間の5か年目であり、平成30年度からの第3期中期目標期間に向けて今年度後半から来年度に向けて作業を行うこととなる。

◆ 昨年も一昨年も社会福祉士国家試験合格率が他の国家試験よりも低い。例えば私立大学では受験する資格のない学生は試験を受けさせないということをやっている。そうでもしないと、計画を作った時は、結構よい合格率であったが、その後の時代変化の中で、受験者側のニーズが低くなってしまおうと、同じやり方では合格率がどんどん低くなってしまい、最後には低い合格率で終わってしまうと思う。

他大学では国家試験に向けて補習を行うが、補習にこなかった学生は試験を受けさせないところもある。

試験を受ける権利があっても、その対策を怠れば大体不合格となる。補習等を実施した場合に、出席率の悪い学生については合格が難しく、一方で試験は年々難しくなっており合格しない。

公共性の高い県立大学では対応が難しいかもしれないが、ある程度実績を上げようとする多少の不平等さがあってもやむをえないのではないかな。そうでもしないと試験が難しくなれば、もっと合格率は下がる。そうなれば、この中期目標期間の目標の設定が高すぎたということになる。評価の観点からすると、合格率が上がるような対策を検討する必要があるのではないかな。試験対策を一所懸命やっている学生のモチベーション低下につながるおそれもある。

□ 今までは社会福祉学部のポリシーとして、全員受験することとしてきている。それを見直す時期に来ているとも思われるが、評価の中で一旦立てた目標の考え方を途中で変更するという事は可能なのか？

● 色々な補習などをやっても学生のモチベーションが上がらないと試験には合格しない。他の国家試験との並びで目標を設定しているとも思われる。学生について少し篩にかけていくのか、やり方を考えていくのかについては中期目標期間中であってもどこかで機関決定すればよいので、最終的には学長の決断でよいと思われる。社会福祉士の国家資格がなくても福祉職場への就職は可能であり、この試験への動機づけが難しいところであると思う。

□ 年末に補習などもやっているが、モチベーションを高めることが重要。

● 貸借対照表の流動比率が前年度よりも上がっており、高い比率で安定的に推移していることから健全な財政運営がなされている。負債の項目にある寄附金債務とは何か。

□ 寄附金はいただいた時の目的や用途に応じて全額を負債計上することとなっており、費用が発生するとともに同額を収益計上する仕組みである。寄附をいただいたけれども費用化されておらず負債計上したままのものが寄附金債務である。

● 2018年問題があり、これから18歳人口が急激に減少していく中で、県立大学の国際文化学科は入学定員超過率が1.19となっている。また、地域貢献の関係で入学者の県内生割合を60%に上げることを目指している。こうした状況について、県内私学からすれば入学者の確保が厳しくなるという印象を持っている。県立大学が地域貢献することとは重要であるが、一方で県内高等教育機関と連携した地域貢献をする中で県立大学の役割や行動が他の大学に及ぼす影響も考慮して大学運営を行ってほしい。

□ 山口県全体として県内高等教育機関への進学促進を図りつつ、県内大学の連携を深めていく必要がある。

【まとめ】

◆ 各委員から多くの御意見をいただいたところで、審議事項については次回への継続審議とする。

△ 今後、事務局において委員の意見を踏まえて評価書素案を作成し、次回の評価委員会で審議をお願いしたいと考えているので、各委員の御協力をお願いする。

以 上

山口県公立大学法人評価委員会（第28回）の審議要旨

- 1 日 時 平成28年8月1日（月） 14:00～14:30
- 2 場 所 山口県庁共用第4会議室
- 3 出席委員 辻委員長、岸本委員、樋口委員、広中委員、二木委員（委員長以外50音順）
- 4 審議事項
 - (1) 平成27年度における法人の業務の実績について
 - (2) 平成27年度における法人の財務諸表等について
- 5 審議要旨 [● 委員 ◆ 委員長 □ 法人 △事務局]

【評価書素案】

《特段の意見なし》

【財務諸表】

《特段の意見なし》

【まとめ】

- ◇ 評価書の原案については、素案のとおりする。財務諸表と剰余金の繰越については、委員会の意見を「法人の申請どおり承認することが適当」とする。
- △ 本日の委員の意見を踏まえて、委員長と事務局とで評価書原案を調製し、法人への意見照会を経て、評価書を確定させていただく。
評価の結果については、9月議会に報告させていただく。

以 上

財務諸表等承認の適否に係る意見決定に当たっての視点

1 財務諸表関係

(1) 法規準拠性

監事の監査報告書において、財務諸表の承認に当たり特に考慮すべき意見はないか。

(2) 表示内容の適正性

表示科目、会計方針等の遺漏、数値の不整合はないか。

2 剰余金繰越関係

(1) 収容定員の充足状況

大学全体の学生収容定員に対する在籍学生数の比率は0.9以上であるか。

(2) 中期計画の実施状況

① 中期計画全体の進捗は、「標準（B評価）」以上であるか。

② 年度計画において、明らかな業務懈怠により「未達成（評価1点）」となった項目はないか。

【参考1 国立大学法人との対比】

区分	当委員会の視点	国立大学法人
財務諸表	① 法規準拠性 ② 表示内容の適正性	(同 左)
剰余金繰越	① 大学全体の学生収容定員に対する在籍学生数の比率が0.9以上 ② 中期計画全体の進捗が「標準(B評価)」以上 ③ 年度計画において、明らかな業務懈怠により「未達成(評価1点)」となった項目がない	① 学部、修士、博士等の各学位課程毎の収容定員充足率が0.9以上 ② 行うべき事業が実施できなかった結果としての予算の執行残、附属病院運営費交付金措置額に係る相当額など、法人の経営努力によるものと考えることが困難なものでないこと

【参考2 認可中期計画に定める剰余金の使途】

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究並びに組織運営及び施設設備に係る経費の財源に充てる。

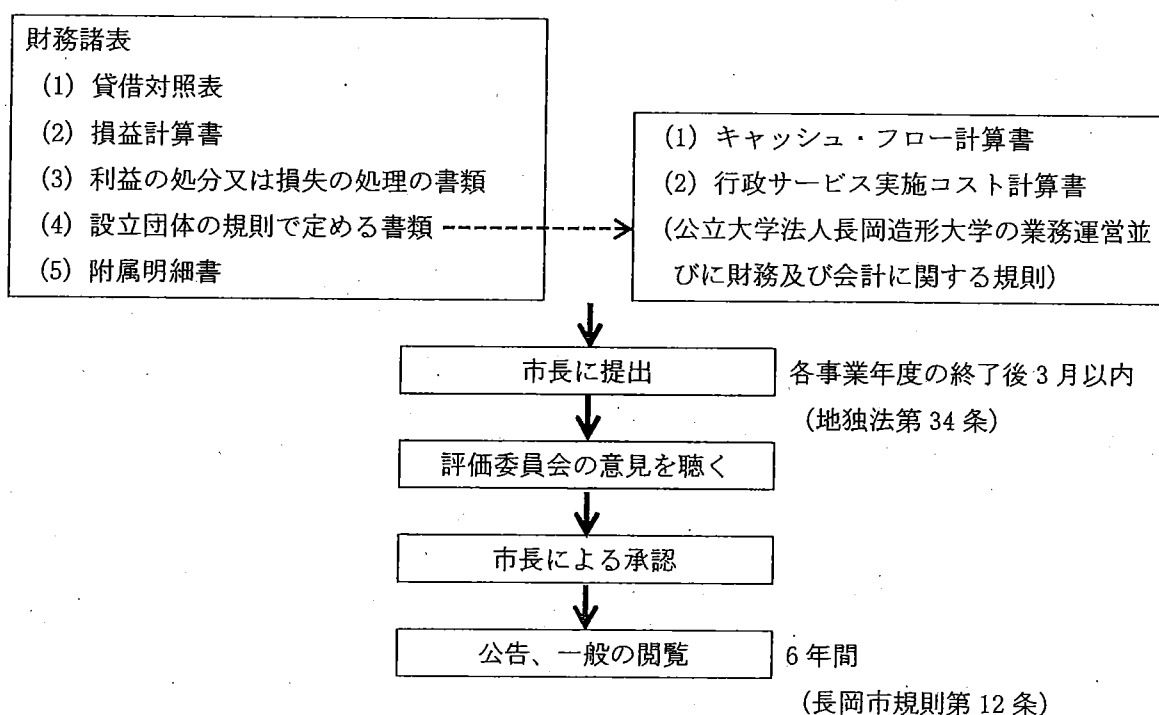
長岡造形大学の財務諸表等の承認手続きについて

1 財務諸表の承認

公立大学法人は、毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後 3 月以内に市長に提出し、その承認を受けなければならない。(地方独立行政法人法第 34 条第 1 項)

市長は、財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければならない。(地方独立行政法人法第 34 条第 3 項)

市長が行う公立大学法人の財務諸表の承認については、地方独立行政法人法等の法令にその根拠があり、当該承認に係る根拠法令に則った財務諸表の作成及び提出がなされている必要がある。



2 提出書類

- (1) 財務諸表
- (2) 事業報告書
- (3) 決算報告書
- (4) 監査報告書

3 財務諸表等の確認

財務諸表の承認にあたって、評価委員会の意見を聴取する前段で次の点について事務局による確認を行う。

- (1) 合規性・・・提出期限厳守、提出書類、監査報告書の考慮すべき事項など
- (2) 適正性・・・会計基準遵守、計数整合、利益処分方針など

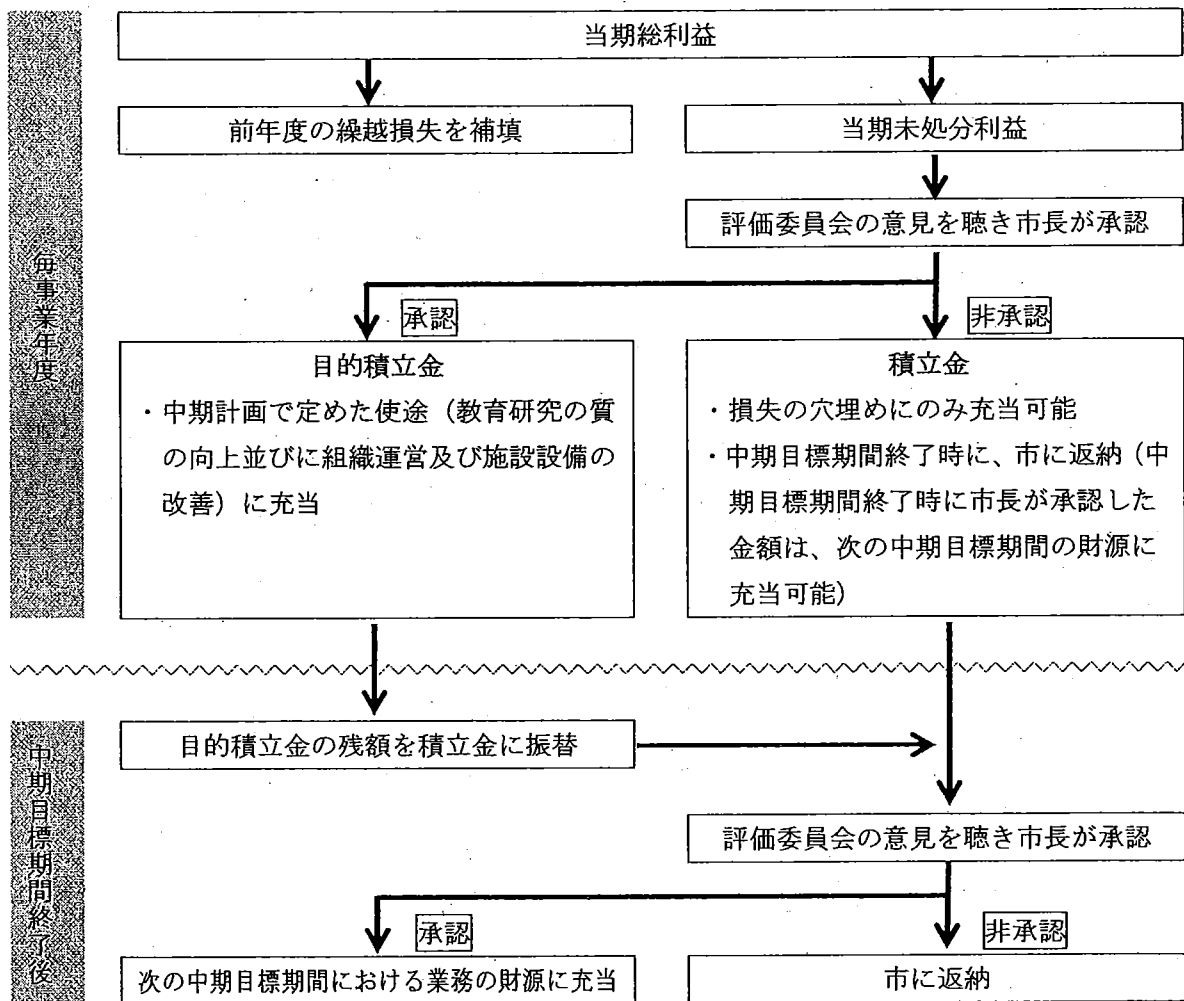
4 利益処分の承認

(1) 利益処分の流れ

公立大学法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。(地方独立行政法人法第40条第1項)

ただし、市長の承認を受けた場合は、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に繰り越すことができる。(地方独立行政法人法第40条第3項)

市長は、当該承認をしようとするときは、あらかじめ、地方独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。(地方独立行政法人法第40条第5項)



(2) 利益処分の承認の考え方

地方独立行政法人会計基準注解第72「＜参考＞経営努力認定の考え方について」及び国立大学法人や他の公立大学法人の事例を参考に、承認の方向性を次のとおりとする。

a 基本的事項

利益の処分において、目的積立金として整理しようとする額は、「経営努力により生じたとされる額」である。

b 経営努力認定の考え方

① 経営努力により生じると判断する剰余金

ア 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益（行政サービス実施コストに定める、業務費用から控除すべき収入。以下「自己収入」という。）から生じた利益（例・・・外部資金による利益、入学検定料の増加等）

イ 中期計画（年度計画）の記載内容に照らして、本来行うべき業務を効率的に行ったために費用が減少した場合（例・・・管理的経費の抑制等）

ウ その他公立大学法人が経営努力によることを立証した場合

② 経営努力認定の基準

国立大学法人や他の公立大学法人における取扱いを参考に、以下の基準により判断することとする。

(i) 上記①のアに該当する剰余金は、経営努力によるものとする。

(ii) 上記①のイに該当する剰余金は、法人が行うべき業務を行った結果発生したものであることを確認することにより、経営努力によるものとする。

なお、行うべき業務を行ったかどうかは、評価委員会における年度評価の結果により次のとおり判断する。

※ 業務実績評価書の全体評価の結果が

「順調」「概ね順調」

・・・対象となる額の全額を経営努力認定する

「やや遅れている」「遅れている」

・・・対象となる額の全額を経営努力認定しない

③ 学生収容定員を充足していない場合の取扱い

客観的な指標である学生収容定員（学部及び大学院の合計）が充足していない場合（学生収容定員に対し、在籍者が90%を下回る）、②にかかわらず、対象となる額の経営努力認定はしない。

c 剰余金の算定プロセス

上記 a、b をふまえ、剰余金の算定は以下のように行う。

$$\text{①当期末処分利益} - (\text{②自己収入[決算]} - \text{③自己収入[予算]}) = \text{④差額 (経営努力の認定を受ける額)}$$

※1 (②-③) は上記 b ②の (i) の剰余金である。計算結果がマイナスの場合、0 とする

※2 ④は上記 b ②の (ii) の剰余金である。計算結果がマイナスの場合、0 とする



④あり	● 「②-③」(自己収入の増)は、法人の自己収入獲得努力によるものと認め、全額を経営努力によるものとする。 ● ④については、行うべき業務を行ったかどうかについて、前述の認定基準により経営努力認定を行う。
④なし	①の全額を経営努力分とする。この場合、前述の認定基準は考慮しない。

(例)

○④差額 (経営努力の認定を受ける額) ありのケース

・ ①当期末処分利益=4,000、②自己収入[決算]=2,500、③自己収入[予算]=1,000 の場合
 $4,000 - (2,500 - 1,000) = 2,500$

⇒②-③ (自己収入の増) 1,500 が経営努力、④差額 (経営努力の認定を受ける額) 2,500 は評価により判定

・ ①当期末処分利益=2,000、②自己収入[決算]=1,000、③自己収入[予算]=2,000 の場合
 $2,000 - (1,000 - 2,000) = 2,000$

⇒②-③ (自己収入の増) はマイナスのため 0、④差額 (経営努力の認定を受ける額) 2,000 は評価により判定

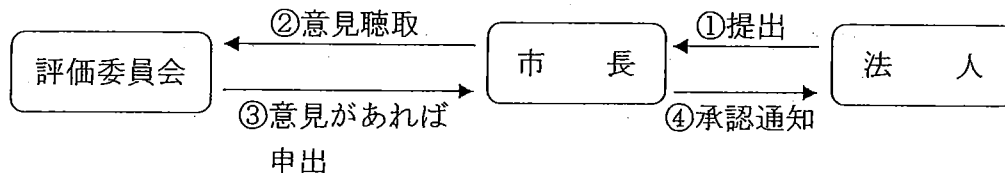
○④差額 (経営努力の認定を受ける額) なしのケース

・ ①当期末処分利益=2,000、②自己収入[決算]=0、③自己収入[予算]=1,000 の場合
 $2,000 - (3,000 - 1,000) = 0$

⇒④差額 (経営努力の認定を受ける額) が 0 のため、①当期末処分利益の全額 2,000 が経営努力

財務諸表等の承認について

1 財務諸表等の承認手続きの流れ

2 地方独立行政法人法における財務諸表等の承認手続きに関する規程
(財務諸表等)

第三十四条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見（次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない地方独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見。第四項及び第百三十条第八号において同じ。）を付けなければならない。

3 設立団体の長は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 地方独立行政法人は、第一項の規定による設立団体の長の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を公告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備え置き、設立団体の規則で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

3 承認基準

合规性の遵守、表示内容の適正性の観点から確認を行い承認するものとする。（提出期限の遵守、必要書類の確認、監事監査報告書の確認、記載事項の確認、計数の整合性、書類相互間の整合性）

